注意　後見申立前に知っておくべき６つのポイント！

（※ 基本的に，保佐・補助も同様です）

＊　本人の財産を株への投資など投機的に運用すること，後見人自身のために使用すること，親族などに贈与・貸付をすることは，認められません。

※　法定後見制度の後見人は，本人の財産を適切に維持し管理する義務があります。

＊　後見人が本人の財産を不適切に管理した場合は，後見人を解任されるほか，民事責任（損害賠償請求等）や刑事責任（業務上横領罪等）を問われえます。

＊　後見の職務は，「本人の死亡」又は「本人の判断能力の回復」まで終了しません。

※　当初の目的が終了しても，後見人の業務は終わりません。

※　後見人が病気等で継続できなくなった場合は，後見人の辞任・選任の申立をしてもらい，新たに後見人を選任します。

＊　後見人は，家庭裁判所又は後見監督人の監督を受けます。

※　裁判所又は後見監督人から求められた場合，本人の収支表や財産目録と裏付け資料（コピー）を添付して財産内容の報告をする法的義務があります。

＊　申立人が希望した人（候補者）が後見人に選任されるとは限りません。

※　専門職（弁護士・司法書士等）の後見人や後見監督人が選任される場合もあります。

※　後見人は，本人のために財産管理を行い，親族の希望に沿った財産管理が行われるとは限りません。

※　本人が死亡すると後見人の職務は終了し，後見人は２ヶ月以内に本人財産の収支を計算し，相続人に対して財産を引き継ぐ法的義務があります。なお，後見人の職務に本人の遺産分割は含まれません。

＊　申立ての取下げは，家庭裁判所の許可が必要です。

※　本人のために手続を維持すべきと裁判所が判断した場合は，取下げが認められません。